令和5年7月27日 令和5年度第1回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料1】

磐田市国民健康保険の現状と税率改定について

磐田市 健康福祉部 国保年金課

# 磐田市の国民健康保険税に関する経緯



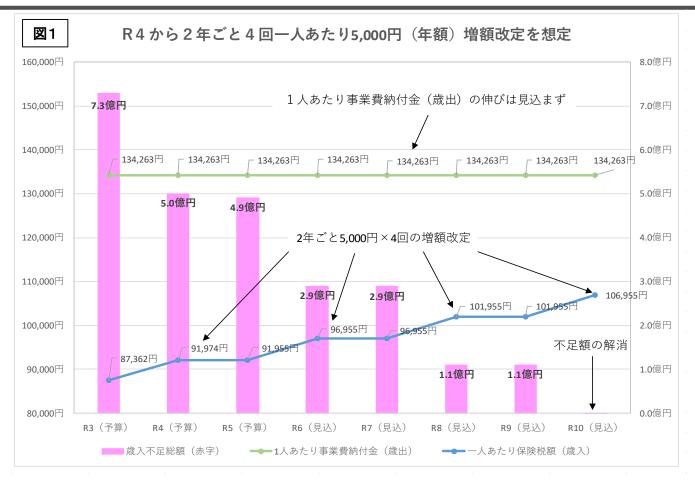
年度	関連事項
平成17年度	旧 5 市町村合併により磐田市制施行(4 月)
平成20年度	後期高齢者医療制度の施行(4月)
	国保税の算定基礎に、それまでの医療分、介護納付金分に加えて後期高齢者支援金分が追加され税率を改定した。
平成30年度	国民健康保険制度改革の施行(4月)
	県が国保財政責任主体となり、『静岡県国民健康保険運営方針』が策定され、計画的な赤字繰入れ※の解消、保険料水準統一の
	方向性が示される。
	※赤字繰入れ=国民健康保険特別会計の歳入不足を補うことを目的(決算補填目的)とした一般会計からの繰入金
令和元年度	赤字削減・解消計画の策定(2月)
	国の指示に基づき赤字削減・解消計画を策定する。当初の計画では段階的な税率改定により令和13年度までの赤字解消を目標と
	した。(令和4年度に令和10年度までの赤字解消に計画を変更。)
	前年度決算剰余金の基金への積立を停止
	前年度決算剰余金の基金積立を停止し、一般会計へ繰り戻す運用とした。結果、令和2年度末には基金残高が約7万円となる。
令和2年度	『磐田市の国民健康保険税率のあり方について』の協議開始(8月)
	磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(国保運協)へ『磐田市の国民健康保険税率のあり方について』を諮問した。
令和3年度	『静岡県国民健康保険運営方針』改定(4月)
	令和3年度~令和5年度の方針・目標※が示される。
	※目標=「赤字繰入れの解消」及び「到達可能な段階の保険料水準の統一」目標年度:令和9年度
	『磐田市の国民健康保険税率のあり方について』を答申(8月)
	令和2年度から7回の国保運協を開催し、令和4年度以降の税率改定に関する答申※を受ける。
	※主な答申の内容=被保険者の負担感に配慮した、令和4年度から2年ごと4回の段階的な税率及び賦課方式(資産割の削減・
	廃止)の改定を実施。
	国保税率に係る条例を改定(11月議会定例会)
令和4年度	国保税率改定(4月)
	前年度決算剰余金の基金への積立を再開

# 前回(令和4年度)改定の内容



#### 前回(令和4年度)改定の内容

- ・令和3年度現在、総額で約7億円、一人あたり約2万円の歳入不足額を解消する必要がある。
- ・令和4年度から2年ごと4回の段階的な税率改定及び賦課方式変更(資産割削減・廃止)を実施する。
- ・一人あたり5千円程度の増額改定を4回実施し、2万円の不足額の解消を目指す。※図1(令和4年度は新型コロナによる景気悪化に配慮し、税率改定による増額は約3,500円とした。(その他の要因と合わせて約4,600円増額))



## 赤字繰入れの状況



		令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
	合計	732,943,000円	660,000,000円	727,594,000円
歳入不	①その他一般会計繰入金	732,943,000円	660,000,000円	650,000,000円
足額	②決算補填目的の 一般会計繰入金※	634,907,596円	(見込)421,000,000円	(見込)430,000,000円
	基金繰入金	0円	0円	77,594,000円

※決算補填目的の一般会計繰入金(国が優先的に解消を求めている部分)=保健事業や基金積立等への充当目的以外の繰入金

### 県内他市町の状況(令和3年度末現在)

①その他一般会計繰入金

実施市町村数(磐田市を除く):16市町

平均繰入金額(磐田市を除く): 29,551千円(236千円~180,000千円)

②決算補填目的の一般会計繰入金

実施市町村数(磐田市を除く): 0市町

# 保険料水準の状況(近隣他市との比較)



### 令和4年度保険税率を使用したモデルケースによる他市町との比較

ケース①(40代夫婦+小学生子供2名 世帯所得:500万円(夫婦各250万円) 固定資産税:5万円(夫))

	磐田市	浜松市	湖西市	袋井市	掛川市	県内市町平均
年税額	502,400円	676,800円	588,700円	549,800円	603,600円	613,837円
県内順位 (35市町中)	35位	3位	26位	32位	22位	
磐田市との差		174,400円	86,300円	47,400円	101,200円	111,437円

#### ケース②(70代夫婦 世帯所得:200万円(夫婦各100万円) 固定資産税:5万円(夫))

	磐田市	浜松市	湖西市	袋井市	掛川市	県内市町平均
年税額	172,200円	210,700円	188,000円	191,700円	184,900円	190,469円
県内順位 (35市町中)	32位	2位	23位	19位	25位	
磐田市との差		38,500円	15,800円	19,500円	12,700円	18,269円

# 保険料水準の状況(後期高齢者医療制度との比較)



### 令和4年度保険税(料)率を使用したモデルケースによる後期高齢者医療制度との比較

#### 〇保険税(料)率の比較

	所得割	資産割	均等割	平等(世帯)割
①国民健康保険	6.60%	22.50%	29,400円	27,000円
②後期高齢者医療	8.29%		42,500円	
比較 (1)-2)	-1.69%	22.50%	-13,100円	27,000円

<sup>※</sup>①国民健康保険の税率は、介護納付金分(40歳~64歳が対象)を含まない医療分及び後期支援金分の合計 ※②後期高齢者医療の保険料率は、県内統一(広域連合で2年ごとに改定。次回、令和6年度に改定予定。)

### ケース①(夫婦2人 世帯所得:200万円(夫婦各100万円) 固定資産税:5万円(夫))

	74歳(国保)	75歳(後期高齢)
年税(料)額	172,200円	179,400円
国保との差		7,200円

### ケース②(単身世帯 世帯所得:120万円 固定資産税:0万円)

	74歳(国保)	75歳(後期高齢)
年税(料)額	107,100円	106,300円
国保との差		-800円

# 一人あたり事業費納付金の推移及び見込



			実	績					見込			
年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
一人当たり納付金(磐田市)	121,474円	129,193円	133,393円	134,263円	138,243円	140,884円	144,265円	146,573円	148,919円	152,344円	155,333円	3
前年比増減		7,719円	4,200円	870円	3,980円	2,641円	3,381円	2,308円	2,345円	3,425円	2,989円	
伸び率		1.064	1.033	1.007	1.030	1.019	1.024	1.016	1.016	1.023	1.020	
* 伸び率は、H30~R5は磐田市実績、R6~R10は県推計伸び率(過去5年の県全体の平均伸び率により推計) 1年度あたり 平均約2,800円の増額												

### 一人あたり事業費納付金の推移及び見込

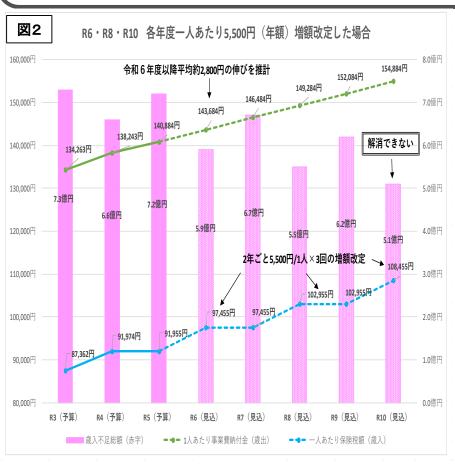
- ・前回改定時(令和3年度)時点では、新型コロナウイルス感染拡大による医療費の減少等の影響もあり、一人あたり事業費納付金の伸びを見込むことは困難であった。
- ・令和6年度以降の一人あたり事業費納付金の金額については、過去5年間の県全体の平均伸び率により推計し、1年度 あたり約2,800円の増額を見込んだ。

# 令和6年度の改定へ向けた検討①



#### 令和6年度の改定へ向けた検討

- ・一人あたり事業費納付金(歳出)が毎年度増加し続けており、県の推計伸び率を本市納付金にあてはめると令和6 年度~令和10年度で毎年度平均約2,800円の増加が見込まれる。
- ・1人あたり事業費納付金の伸びを見込んだ場合、2年ごと5,500円(5,000円+500円(500円=R4に減額した 1,500円÷3回))程度の増額改定では不足額の解消が困難。※図2
- ・1人あたり事業費納付金の伸びを見込んだ場合、令和6年度以降2年ごと10,000円程度の増額改定が必要。※図3



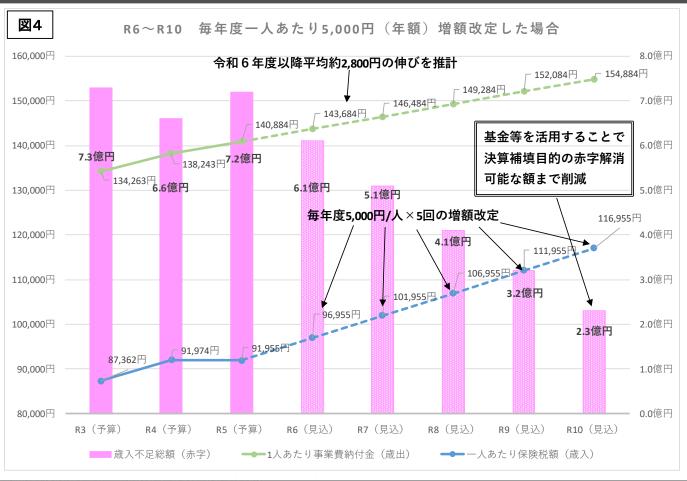


# 令和6年度の改定へ向けた検討②



#### 令和6年度の改定案①

- ・1度に10,000円の増額は被保険者へ与える影響が過大となるため、激変緩和策として、税率改定の回数を増やし(2年 に1度→毎年)、1度に増額する額を半額の5,000円としてはどうか。※図4
- ・今回の改定では、令和6年度及び令和7年度をそれぞれ5,000円増額することとし、令和8年度以降の改定の方法は再度、 令和7年度中に検討してはどうか。

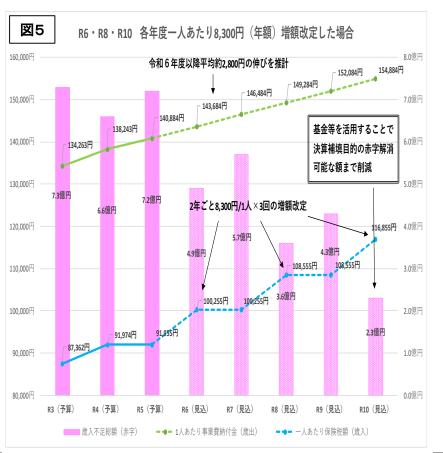


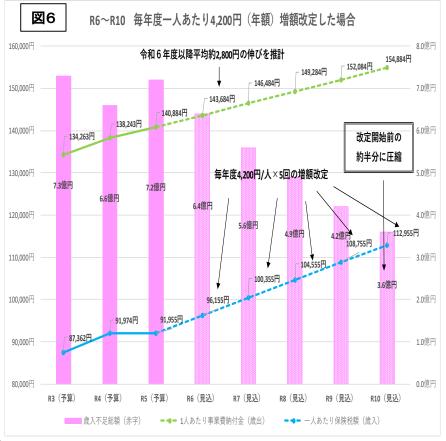
# 令和6年度の改定へ向けた検討③



#### 令和6年度の改定案②

- ・増額幅を、5,500円+2,800円(2,800円=事業費納付金の1年度分の推計増額分)の8,300円としてはどうか。※図5
- ・1度に8,300円の増額は被保険者へ与える影響が過大となるため、激変緩和策として、税率改定の回数を増やし(2年に 1度→毎年)、1度に増額する額を約半額の4,200円程度としてはどうか。※図 6
- ・今回の改定では、令和6年度及び令和7年度をそれぞれ4,200円程度増額することとし、令和8年度以降の改定の方法は 再度、令和7年度中に検討してはどうか。





# 令和6年度の改定へ向けた検討④



### モデルケースによる税率改定による影響額の比較

ケース①(40代夫婦+小学生子供2名 世帯所得:500万円(夫婦各250万円) 固定資産税:5万円(夫))

	現状	1人あたり 年5,500円増額	1人あたり 年8,300円増額	1人あたり 年10,000円増額	県内市町平均
年税額	502,400円	566,400円	593,400円	603,600円	613,837円
現状との差額		64,000円	91,000円	101,200円	111,437円

#### ケース②(70代夫婦 世帯所得:200万円(夫婦各100万円) 固定資産税:5万円(夫))

	現状	1人あたり 年5,500円増額	1人あたり 年8,300円増額	1人あたり 年10,000円増額	県内市町平均
年税額	172,200円	182,900円	186,800円	190,500円	190,469円
現状との差	額	10,700円	14,600円	18,300円	18,269円

### 令和6年度の改定へ向けた検討⑤



#### **賦課方式の見直しについて**

- ・前回の改定時から県国保運営方針に沿って賦課方式の見直し(資産割率の削減)を開始。
- ・税率同様、被保険者への影響を考慮し、段階的な改定を計画。
- ・前回と同程度に医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ改定してはどうか。※下記改定案

#### 静岡県国保運営方針(賦課方式について)

【現行(~令和5年度)の内容】

医療分は3方式(資産割を廃止。所得割、均等割、平等割の3方式。)とする。 後期高齢者支援金分、介護納付金分は資産割を使用しないことを目標とする。

【次期(令和6年度~)の内容(現在、県と市町で協議中の改定案)】 後期高齢者支援金分も医療分同様に3方式(資産割を廃止。所得割、均等割、平等割の3方式。)としてはどうか。 介護納付金分は2方式(資産割、平等割を廃止、所得割、均等割の2方式。)としてはどうか。 賦課方式(3・3・2方式)の県内市町統一の目標年度を令和9年度までとしてはどうか。

### 改定案

区分	種別	(前回改定前) 令和3年度	(前回改定後) 令和4・5年度
医療分		30.00%	20.00% (△10.00%)
後期高齢支援金分	資産割	5.00%	2.50% (△2.50%)
介護納付金分		4.50%	2.00% (△2.50%)
刀 歧郊竹 並 刀	平等割	4,200円	1,800円(△2,400円)



(今回改定案) 令和6・7年度	改定後 賦課方式
<b>10.00%</b> (△ <b>10.00%</b> )	4方式
<b>0.00%</b> (△ <b>2.50%</b> )	3方式
<b>0.00%</b> (△ <b>2.00%</b> )	2方式
0円(△1,800円)	2)] <b>I</b> (

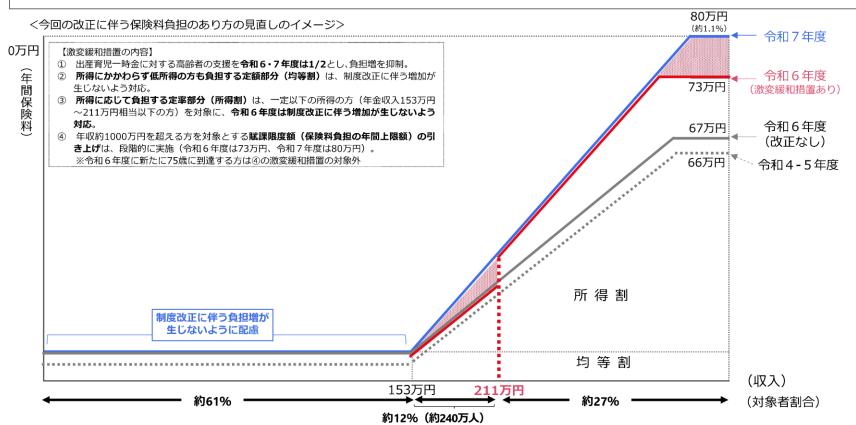
# 後期高齢者医療制度の状況(参考)①



#### 負担能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直し

厚生労働省資料

- 後期高齢者医療における保険料は、高齢化等による医療費の増加を反映して、2年に1度、引き上げ。
- 今回の制度改正による、令和6年度からの新たな負担に関しては、
- 約6割の方(年金収入153万円相当以下の方)については、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、 さらに約12%の方(年金収入211万円相当以下の方)についても、令和6年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないよう対応。



# 後期高齢者医療制度の状況(参考)②



### 後期高齢者1人当たり保険料額(2年間)への影響(収入別)

厚生労働省資料

• 今回の見直しに伴う後期高齢者一人当たり保険料額(2年間)への影響を収入別に試算したもの。

		<b>賦課限度額</b> 〈超過割合〉	均等割額	所得割率	保険料額 []:月額									
					後期1人当たり平均		年収80万円		年収200万円		年収400万円		年収1,100万円	
		<到達収入>				増加額		増加額		増加額		増加額		増加額
改正なし	令和6・7年度	<b>67万円</b> <1.30%> <976万円>	50,500円	9.87%	<b>82,000円</b> [6,830円]	+4,300円 [358円]	<b>15,100円</b> [1,260円]		<b>86,800円</b> [7,230円]		<b>217,300円</b> [18,110円]		<b>670,000円</b> [55,830円]	
改正後	令和6年度	<b>73万円</b> <1.28%> <984万円>	50,500円	10.70%	<b>86,100円</b> [7,170円]	+4,100円 [+340円]	<b>15,100円</b> [1,260円]	制度改正影響なし	<b>86,800円</b> [7,230円]	制度改正影響なし		+14,000円 [+1,170円]	<b>730,000円</b> [60,830円]	15
	令和7年度	<b>80万円</b> <1.13%> <1,049万円>			<b>87,200円</b> [7,270円]	+1,100円 [+90円]	<b>15,100円</b> [1,260円]	制度改正影響なし	<b>90,700円</b> [7,560円]	+3,900円 [+330円]	<b>231,300円</b> [19,270円]	制度改正 影響なし	<b>800,000円</b> [66,670円]	N
2年間で段階的に9,500円の増額														
(参考)	令和4・5年度	<b>66万円</b> <1.29%> <1,004万円>	47,800円	9.34%	<b>77,700円</b> [6,470円]		<b>14,300円</b> [1,190円]		<b>82,100円</b> [6,840円]		<b>205,600円</b> [17,140円]		<b>660,000円</b> [55,000円]	
			42,500円	8.29%	70,019円		12,700円		72,900円		182,500円		660,000円	

※「均等割額」、「所得割率」、「保険料額(1人当たり平均)」は、全国ベースの推計値。

※増加額 · 改正後(令和6年度) ···制度改正に伴うR6における保険料負担の増加 · 改正後(令和7年度)

…前年度からのR7における保険料負担の増加

静岡県の数値(参考)